

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第16号
委託業務名称	道の駅浅井三姉妹の郷トイレ管理業務
委託業務場所	長浜市内保町 道の駅浅井三姉妹の郷トイレ
業務の概要	(1)清掃及び管理業務。1日3回以上。トイレトーパー補充等についても1日3回以上点検し、適宜補充等を行うこと。利用客の増加が見込まれるときは、特に利用環境に注意すること。建物周辺の清掃は、必要に応じて実施すること。トイレ内のつまりにおいては、初期対応を行うこと。(軽易なつまりの解消、解消されない場合の委託者への報告及び張り紙等)毎月5日までに前月の業務報告書を市に提出すること。 (2)公衆電話管理業務。トイレ棟前に設置している公衆電話の料金収受及びNTTへの料金支払い、利用者への案内、故障時のNTTへの連絡など、別途NTTが定める方法により実施すること。
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	1,850,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市内保町212番地 [商号又は名称] 株式会社浅井三姉妹の郷
契約相手方の選定理由	道の駅浅井三姉妹の郷は市が設置し、東浅井商工会が運営する東浅井地域の活性化の拠点施設であり、平成28年12月には重点道の駅に選定されております(全国で38箇所、近畿で8箇所)。道の駅の快適な利用環境を保持するためには、トイレトーパーの補充やトラブル処理等に迅速に対応する必要がありますが、当該トイレに隣接する物販施設の運営者である第三セクター(株)浅井三姉妹の郷に日常管理業務を委託することにより利用者の要望等に迅速に対応でき、快適な利用が望めることから、当社と契約を締結するものです。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>